第７号様式（第９条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

平成 29 年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

1　政治団体の名称（ふりがな）
もりや　こうえんかい　やまなしんせいかい
森屋ひろし後援会／山梨森成会／

2　主たる事務所の所在地
山梨県甲府市丸の内1-17-18 東山ビル2-B／

3　代表者の氏名
森屋　宏／

4　会計責任者の氏名
西澤謹四郎／

事務担当者
（氏名）本田由美子
（電話）055(298)6357

政治団体コード	

※「政治団体コード」は記入しないでください。

山梨県選挙管理委員会 入 第　号 件 20 5月17日

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体／
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内／

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有／	
☐ 無	（「有」の場合）
公職の種類	参議院議員(現職)／
資金管理団体の届出をした者の氏名	森屋　宏／
住所	都留市つる2-3-24／

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体／
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体／
公職の候補者の氏名	森屋　宏／
公職の種類	参議院議員(現職)／

資金管理団体の指定の期間	
☑	１年を通じて適用／
☐	対象年の途中で適用の異動あり
	（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成　年　日	日から
平成　年　日	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
☑	１年を通じて適用／
☐	対象年の途中で適用の異動あり
	（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成　年　日	日から
平成　年　日	日まで

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額 ----------				0
（前年からの繰越額） ----------				0
（本年の収入額） ----------				0
支　出　総　額 ----------				0
翌年への繰越額 ----------				0

2　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　　額 ----------				0
員　　数 ----------				人 0

（２）寄　　附									
ア　寄附（イを除く。）の区分		金	十億	百万	千	円	額	備	考
	（ア）個人からの寄附					0			
	［うち特定寄附］					0			
	（イ）法人その他の団体からの寄附					0			
	（ウ）政治団体からの寄附					0			
小　　計　（ア）＋（イ）＋（ウ）						0			
［寄附のうち寄附のあっせんによるもの］						0			
イ　政党匿名寄附						0			
合　　計　（ア＋イ）						0			

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③　政治資金監査報告書（国会議員関係団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 30 年 6 月 14 日

政治団体の名称　森屋ひろし後援会　山梨森成会

会計責任者の氏名　西澤謹四郎　印

代表者の氏名　　印

（解散時のみ）

※　氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成３０年５月１４日

森屋ひろし後援会
山梨森成会
代表　森屋　宏　殿

登録政治資金監査人　志村司郎　㊞
登　録　番　号　第 4512 号
研修修了年月日　平成 25 年 10 月 22 日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、森屋ひろし後援会　山梨森成会の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、森屋ひろし後援会　山梨森成会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、森屋ひろし後援会　山梨森成会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

森屋ひろし後援会　山梨森成会　と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、森屋ひろし後援会　山梨森成会　と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上